岩手県告示第359号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関(以下「判定機関」という。)の構造計算適合性判定の業務を行う事務所(以下「事務所」という。)の所在地の変更について次のとおり届出があった

平成27年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

判定機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	多 英平月日
株式会社 グッド・ア	事務所の所在地の変更	宮城県仙台市青葉区中	宮城県仙台市青葉区中	平成27年4月1日
イズ建築検査機構		央一丁目2番地3号	央二丁目2番10号	
株式会社 建築構造セ		鹿児島県鹿児島市東千	鹿児島県鹿児島市西千	
	事務所の所在地	石町1番3号 鹿児島	石町11番21号 鹿児島	平成27年4月10日
		第2ビル3階B号	MSビル2階B号室	